

## 仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進のための シンボルマーク募集要項

### 1 趣旨

親や家族などの介護のために、やむを得ず仕事を辞める介護離職が増加している。介護に直面する労働者は、企業において中核的な人材として活躍している場合も少なくない。仕事と介護を両立できる職場環境の整備を図り、こうした人材の離職を防止することは、企業の持続的な発展にとって重要な課題となっている。

このような状況の下で、厚生労働省は、介護離職を未然に防止するため、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進の取組のシンボルとなるマークを公募することとする。

### 2 募集内容

介護による離職を防止するため、仕事と介護を両立しやすい職場環境の整備促進の取組のシンボルとなるマーク（絵柄でも図柄でもかまわない）。

労働者が介護に直面しても前向きに積極的に働き続けられる明るいイメージをもった、分かりやすく親しみやすいデザインとする。なお、デザインの簡単な解説（コメント）を付すこと。

### 3 応募締切

平成 26 年 1 月 31 日（金）必着。郵送の場合は、当日消印有効。

### 4 応募資格

特に制限はない。

### 5 応募方法

作品と作品の解説（コメント）、氏名（ふりがな）、年齢、職業、住所及び電話番号を記入の上、以下の宛先まで送付すること。

#### (1) 電子メールの場合

[kaigo25@mhlw.go.jp](mailto:kaigo25@mhlw.go.jp)

- ・メールの標題は「仕事と介護の両立支援シンボルマーク応募」とすること。
- ・電子データは、1 作品につき 1 ファイルとし、ファイル形式は JPEG 形式または GIF 形式、ファイルの容量は 2 MB（メガバイト）以内とする。

#### (2) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課  
シンボルマーク事務局 宛

- ・ A 4 サイズ白色用紙を縦に使用し、作品は 10 cm×10 cmの枠内に描くこと。
- ・ 1 作品につき 1 枚プリントアウトすること。
- ・ 選定後、作品についての電子媒体を厚生労働省に提出すること。

6 応募作品

- ・ 応募作品数は、一人 2 点までとする。
- ・ 自身で作成した未発表の作品に限る。
- ・ 応募作品は返却しない。
- ・ シンボルマークの作成及び応募に係る費用は、応募者の負担とする。
- ・ 他の作品の模倣と認められる場合には、選定後であっても決定を取り消す。また、類似と認められる作品も決定を取り消す場合がある。

7 著作権等

- ・ 選定された作品の著作権等一切の権利は、厚生労働省に帰属する。
- ・ 応募作品については、印刷等の際に若干の修正を行うことがある。

8 選定方法・発表

- ・ 有識者による選定委員会において、1 作品を選定する。
- ・ 平成 26 年 2 月以降に受賞者に連絡の上、記念品を贈呈する。なお、賞金はない。
- ・ 選定の結果は、厚生労働省ホームページなどで発表する予定。

9 マークの使用基準

- ・ マークの使用基準については、別途定めることとする。